

教育旅行で長崎県内に滞在中、新型コロナウイルス感染症の  
発症時（もしくは発症の疑い有り）の対応について

滞在先の宿泊の施設担当医師へ相談し、指示を受ける。  
宿泊施設に担当医師がない場合、下記の窓口へ。

「長崎県受診・相談センター」に連絡  
(土日祝日含む24時間・県内全域対応)  
TEL：0120-071-126  
※令和3年5月17日（月）9時～

※怪我など明らかに  
新型コロナウイルスの  
症状でない場合は、最寄りの  
医療機関を受診ください。

注意

相談センターから対応可能な  
医療機関を紹介  
(必ず事前に連絡を入れる)  
医療機関にて受診・診察

検査の結果判明まで  
当該生徒は原則、  
宿泊中（または宿泊予定）の  
宿泊施設で待機

当該生徒が陽性と判明

■その他の生徒への対応

当該生徒の検査結果が判明した場合、  
速やかに対応できるよう  
以下の準備をお願いします。

- ①当該生徒の発症より2日前以降の  
行動を遡り、濃厚接触の可能性がある  
生徒を判別してください。
- ②生徒の体調を改めて確認してください。
- ③生徒同士の接触をなるべく控えて  
ください。
- ④帰宅方法等を含め、教育旅行全体の  
計画の見直しを検討してください。

※当該生徒の検査結果の判明まで宿泊施設  
での待機をお願いする場合があります。

以後、保健所等の指示に従って対応

※長崎県内各市町を管轄する保健所窓口については別紙の一覧をご参照ください。